

---

◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉昭宏君） 日程第6、議案第35号 松崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤文彦君） 議案第35号は、松崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。

詳細は担当課長をして説明します。

（健康福祉課長 高木和彦君 説明）

○議長（稲葉昭宏君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

質疑はございませんか。

○10番（鈴木源一郎君） これは、単に字句の部分修正ということで、本町の国保会計にはそんなに影響ないように思うわけですが、いかがですか。

○健康福祉課長（高木和彦君） 松崎町で、この配当所得が多い方ですとか、株式なんかの配当がどのくらいというのは、私は正確につかんでいないものですから、いくらくらいの影響があるかということにはちょっと言えないんですけれども、金額的にはそんなに大きい跳ね返りというのはないものだと思います。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(稲葉昭宏君) 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第35号 松崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を  
挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(稲葉昭宏君) 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---